

小特集 「元号を考える」

## 元号法再読

瀧井 一博

昨年（二〇一六年〔平成二八年〕）八月八日の今上天皇のおことばを受けて（と書くと、日本国憲法の手前問題があるが）、天皇退位の公認とそのため措置が施され、二〇一九年四月三十日に天皇は退位され、翌日五月一日に皇太子が即位されることとなった。これに伴って、現在の元号である平成も改元されることとなる。これは、現行の元号法に基づいている。それは極めて短い法律であり、次の二項から成っている。

- 一 元号は、政令で定める。
- 二 元号は、皇位の継承があつた場合に限り改める。

この第二項に規定されているように、改元は皇位の継承があつた場合にのみ認められることになっている。いわゆる一世一元の制である。周知のように、明治になるまでは、天皇の在位中に改元が繰り返されることも珍しくはなかった。これは元号を建てるということが、天皇の専権と見なされてきたからである。江戸時代のように天皇の権威が形骸化していた時期におい

ても、「我が朝の今に至りて、天子の号令、四海の内に行はるゝ所は、独年号の一事のみにこそおはしますなれ」と新井白石が『折たく柴の記』で述べているように、年号の改定は天子たる天皇に残された唯一の権限と見なされていた。このことに照らしてみれば、一八六八年の明治改元は画期的な出来事であった。これまでの伝統が切斷され、既述の一世一元の制が新たに樹立されたからである。改元の際、「今より以後、旧制を革易し、一世一元、以て永式と為す」との詔が出され、天皇の在位中に改元はなされないこととされた。このことはその後、一八八九年（明治二二年）の皇室典範でも規定され、法制化された（旧皇室典範第十二条「踐祚ノ後元號ヲ建テ一世ノ間ニ再ヒ改メサルコト明治元年ノ定制ニ從フ」）。

このように、一世一元の制の確立は、伝統の繼承ではなく、新たな伝統の創出であった。その意味するところは、江戸時代に天皇の唯一の権限と認められてきた元号制定権の剥奪である。もはや元号を建てることは、天皇が自由に行使できることではなくなった。これまで引いてきた法令の文言をたどってみれば、この点が示唆深く見て取れる。明治元年の改元の詔では、一世一元を今より以後「永式と為す」とあり、天皇の命令の形式をとっている。明治二二年の旧皇室典範では、「二世ノ間ニ再ヒ改メサルコト」とされた。旧皇室典範は国民に対しての法令ではなく、あくまで帝室家憲の位置づけだった（したがって、当初は公布されなかった）。つまり、明治天皇が他の皇族や子々孫々に向けて下した命令の性格を帯びている。そのようななか、「天皇の在位中は元号を改めてはならない」とされたのであるが、それは将来の天皇への在位中の改元の禁止のみならず、自らにもそれを課しているわけで、自らで自らを縛ったことになる。改元が天皇の手の届かない営為となったことを端的に表している。

では、誰が改元するのか。そう考えて元号法の第一項を見てみると、その文言はいささか

ショッピングである。「元号は、政令で定める」。すなわち改元するのは、政府ないし内閣だとされているのである。かつて神聖なる天子の専権であった改元の権利は、いまやその手から奪われてしまったといえる。

というようにことさら書き立てても、「それがどうした」と言われそうである。元号を続けるという前提に立てば、それ以外にどのような方途があるのか。後に首相となる小淵恵三内閣官房長官が、「次の元号は、『平成』であります」と記者会見で公表した映像は年配の人々の脳裏に刻まれているだろう。内閣が元号を定めることが、つましやかではあるが、厳然たる事実として表れていた。そしてそれは自明のこととして受けとめられたのではないか。実際、江戸時代に戻って、元号の制定を皇室の唯一の権限とすべきとの声は寡聞にして聞こえてこない。元号を廃止せよとの意見を別にすれば、耳にするのはむしろ、内閣は新元号の制定を早急に進めて、できるだけ早く国民に公表してほしいとの経済生活上の要請である。

元号制度の本来である中国がそれを廃した今日、単なる紀年法とは異なる元号という制度を有しているのは、日本のみだと言われる（今日の中国では、「民国何年」というが、これはあくまで紀年の一種である）。しかし、日本でもそれは形骸化しているのは否めない。もともと元号とは、時の始まりを定め命名するという皇帝の特権なのであったが、そのようなおごそかな神聖性を現在の日本人が元号に仮託しているとは到底考えられない。元号は単に年号として、紀年の一種でしかなくなつた。その制定者も名実ともに天皇ではなく、いまや内閣が政令によって定めるという便宜的なものとなつた。

思えば、明治国家は天皇制と呼ばれる君主主権の国家体制を築いたのだが、その実態は天皇がその絶大な大権を自ら行使して親政を行うというものではなく、天皇を輔弼する様々な機関

が実際の統治を委ねられていた。天皇機関説という憲法学上の学説がなごらく通説であったように、天皇は国家の統治過程のなかで、ひとつの機関、それもごく消極的な役割を期待された機関に過ぎなかった。戦後の憲法で天皇は象徴となったとされるが、自ら統治を行うのではなく、国民統合の象徴として奥に控えるとの役割は、明治憲法の時代から事実上天皇に付与されていたのである。天皇を伝統から切り離し、新たな伝統のうえに据えるという営みは、明治維新から今日まで連綿と続いてきていることである。繰り返しになるが、元号もはや天皇の特権ではなくなった。

だが、天皇が自らの意思で元号を変える道がひとつ残っていた。それが、自ら退位することである。これとて、生前譲位は政府のみならず国民一般の想定していなかった事態だったのであるから、いわば禁忌手である。だが、今上天皇は、本来極めて消極的なものでしかない日本国憲法下での象徴の役割を積極的に解釈替えることによって、退位を認めさせ、そして元号を変えるに至った。

何のためにあるのか分からずに使用している元号だが、明治以来、国家のなかにとらわれ続けてきた日本最古の家柄の行く末に国民が思いを寄せるよすがではあろう。

(国際日本文化研究センター教授)